

秋田市小規模修繕契約希望者登録申請の手引き

この登録制度は、秋田市が発注する小規模な修繕契約のうち、建設工事入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登載されていない方でも契約することができる少額で内容が軽易な修繕契約（100万円以下）を希望する方を登録し、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

1 受付期間

令和8年5月11日（月）から同月22日（金）まで

（受付時間 午前8:30～12:00 午後1:00～5:00 ただし、土曜日、日曜日を除く。）

2 提出先および問合せ先

秋田市総務部契約課工事契約担当 TEL 888-5438

3 登録申請および登録事項の変更等

登録を申請するときは秋田市小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)により、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは秋田市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第2号）によるものとし、持参に限るものとします。

なお、申請又は変更の際は、10に記載の書類（変更の場合にあっては当該変更事項に係る書類）を添付してください。

4 有効期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日までとし、その後3年ごとに改めて申請により登録を受け付けます。ただし、登録の有効期間の途中で登録された方については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効とします。

5 申請できる方

秋田市内に主たる事業所を有する法人又は秋田市内に住所を有する個人

・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。

6 申請できない方

(1) 秋田市内に主たる事業所を有しない法人又は秋田市内に住所を有しない個人

(2) 秋田市の建設工事入札参加資格審査申請により有資格者名簿に登載されている方およびその家族・従業員が同じ業種で経営している事業所等

(3) 秋田市小規模修繕契約希望者として登録する方が複数の事業所等で同じ業種の申請をする場合

(4) 秋田市小規模修繕契約希望者として登録する方の家族・従業員が経営している事業所等で同じ業種の申請をする場合

- (5) 契約を締結する能力を有しない方および破産者で復権を得ていない方
- (6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している方が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる方
- (7) 建設業法等の違反により、建設業許可の取消し又は営業停止等の処分を受けている方

7 登録者の取扱い

秋田市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出して審査に合格した方は、秋田市が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

なお、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された方については、この制度による登録業者となりますので改めて通知等を行いません。ただし、申請後又は登録後に秋田市の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

8 契約に関する事項

(1) 発注の方法

秋田市が小規模な修繕を発注するときは、原則として複数の業者の見積もり競争によって、最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積もりを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）願います。

(2) 契約の方法および履行

契約の方法および履行は、秋田市財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

また、工事施工上発生する第三者への補償について、損害保険の加入状況等を確認することがあります。

なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）および市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

(3) 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払いします。

原則として支払期間は、正当な請求を受けた日から30日以内となります。

(4) 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うこととなります。

9 申請書の書き方

(1) 所在地又は住所

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

(2) 商号又は名称

法人は、登記事項証明書の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

(3) 代表者職・氏名

法人は、登記事項証明書に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

(4) 修繕希望業種

5業種以内であれば内容の制限はありません。ただし、発注担当課等でこの内容を見て業者選定しますので、受注を希望する順序で記入してください。

なお、法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、許可証の写しを添付してください。

(5) 本件責任者および担当者

本件責任者とは、代表取締役等事業所内における権限のある役職員とします。担当者とは、本申請に関する事務を担当する者とします。本件責任者と担当者は同一人物でも可です。なお、確認等のため必要に応じ契約課から連絡させていただく場合があります。

10 添付書類

(1) 法人の場合（各1通・写し可）

- ① 登記事項証明書（3か月以内の証明のもの）
- ② 法人市民税の納税証明書（前営業年度1年分）
- ③ 固定資産税の納税証明書（令和7年度分）
（課税額が0円のときは「課税証明書」、資産がないときは「資産がない証明」）
- ④ 希望業種の履行に必要な資格又は許可の写し
- ⑤ 誓約書（法人用）

(2) 個人の場合（各1通・写し可）

- ① 身分証明書（本籍地の市町村申請窓口で3か月以内に発行されたもの。運転免許証等の写しや住民票は不可）
- ② 市県民税の納税証明書（令和7年度分）
（課税がないときは「市民税・県民税（所得・課税）証明書」）
- ③ 固定資産税の納税証明書（令和7年度分）
（課税額が0円のときは「課税証明書」、資産がないときは「資産がない証明」）
- ④ 希望業種の履行に必要な資格または許可の写し
- ⑤ 誓約書（個人用）

- ※1 納税証明書申請窓口……………市民税課
 資産税課
 北部市民サービスセンター
 西部市民サービスセンター
 駅東サービスセンター
 南部市民サービスセンター
 河辺市民サービスセンター
 雄和市民サービスセンター
 岩見三内連絡所
 大正寺連絡所

- ※2 身分証明書申請窓口……………市民課
 北部市民サービスセンター
 西部市民サービスセンター
 駅東サービスセンター
 南部市民サービスセンター
 河辺市民サービスセンター
 雄和市民サービスセンター
 岩見三内連絡所
 大正寺連絡所

(身分証明書は、本籍地が秋田市外の場合は本籍地所在市町村にて取得してください。)

※証明書の交付には、所定の手数料がかかります。

11 小規模修繕の種類およびその工事内容の具体例

No.	修繕の種類	工事の例示
1	土木一式	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕
2	建築一式	建物の修繕で種類が複数に及ぶもの
3	大工	大工、型枠、造作等
4	左官	左官、モルタル、吹付け等
5	とび・土工・コンクリート	とび、足場等仮設、土工、コンクリート、ネットフェンス等
6	石	石積み等
7	屋根	屋根ふき等
8	電気	送配電設備、構内電気設備、照明設備等
9	管	空調設備、給排水・給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、ダクト等
10	タイル・れんが・ブロック	コンクリートブロック積み、れんが積み、タイル張り等

11	鋼構造物	鉄骨、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置等
12	鉄筋	鉄筋加工組立等
13	舗装	アスファルト舗装、砂・砂利舗装等
14	板金	板金加工取付等
15	ガラス	ガラス加工取付
16	塗装	塗装等
17	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水等
18	内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上、たたみ、ふすま、カーテン・ブラインド等
19	機械器具設置	各施設機械器具設備等
20	熱絶縁	熱絶縁
21	電気通信	電気通信線路設備、電気通信機械設置、放送機械設置等
22	造園	植栽、公園設備、園路等
23	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
24	消防施設	火災報知設備等
25	清掃施設	ごみ処理施設等
26	その他	上記にあてはまらないもの